

令和6年度第7回南相馬市原町区地域協議会 会議録

日 時：令和6年11月19日（水）13時30分～15時45分

場 所：南相馬市役所 本庁舎3階 第1会議室

委 員：

(委員数15名)出席委員13名

会長 平間 勝成	副会長 志賀 ゆかり	委員 逢坂 晃
委員 小林 五月	委員 坂下 悅子	委員 前田 一男
委員 半谷 真知子	委員 田中 章広	委員 鎌田 文代
委員 鈴木 洋道	委員 鈴木 香織	委員 藤原 ヒロ子
委員 長川 清隆		

欠席委員 2名

委員 中村 博之	委員 貝塚 大暉
----------	----------

説明者：

教育総務課 事務局次長 大石 雄彦、総務係長 加藤安恵子
長寿福祉課 課長 木幡 ゆかり、長寿福祉係長 宮本美奈
こども未来部次長兼こども家庭課 こども政策担当課長 原田 美津子、こ
ども企画係長 鈴木 仁美

事務局：

原町区地域振興課 課長 戸浪 誠
原町区地域振興課 課長補佐 館野 幸一郎

1 開会

○事務局

委員の過半数が出席のため、会議の成立を確認。

2 会長あいさつ

3 議事

（1）会議録署名人の指名

長川清隆委員、逢坂晃委員を指名。

（2）書記の指名

原町区地域振興課 館野補佐を指名。

（3）報告事項

報告事項 1

みらい育成修学資金条例の一部改正に係るパブリックコメントの実施について
教育総務課・長寿福祉課 資料1に基づき説明

○坂下委員

包括支援センターの求人状況について、参考までにということでご理解をいただきたい。福祉系専門の学校を出るからといって、福祉分野に就職を希望するとは限らず、社会福祉協議会では令和7年度4月付けの採用を募集しているが応募に繋がらない状況である。その中で地域包括支援センターをみらい育成修学資金の貸付金返還免除対象施設に加えていただけるのは、ありがたく思っている。

○長寿福祉課

地域包括支援センター業務につきましては市から、社会福祉協議会と南相馬福祉会の両社会福祉法人の方に業務委託ということでさせていただいております。國の方の基準が3職種必ず揃えなければいけないというような状況にあります。

全国的に専門職が人材不足ということで、國が配置基準を若干緩和するというような動きもあり、南相馬市でも現在は専門職種の配置はできているけれどいずれ配置が困難になることも想定されるため、条例の配置基準も緩和の方向

へ改正したところです。

この度修学資金を活用して今高校生大学生の方に資格を取ったら、ぜひ南相馬市で勤務していただき貴重な福祉の人材になっていただけることを期待して改正を進めさせていただければと思っています。

○小林委員

包括センターとか社会福祉協議会とか介護施設に勤めたとしても、学校で学ぶことと現場とのギャップがありすぎすぐ辞めてしまう。逆に、これだけの年数を含めれば返還しなくてもいいという縛りが、効果があるのかなと思う。いい方向に向かうように、ぜひ市からも借りる人に対しても、教育をお願いしたいというのが私の意見である。

○教育総務課

こちらの制度につきまして、例えば大学で4年学んで4年お借りいただいたら、4年間市内事業所で勤務していただいた後に返還免除ということで制度を運用しております。事業所に入っていただく、市内の事業所に就職していただくものという決まりで運用しております。

○志賀委員

今現在、貸付を受けている生徒は何名ぐらいいるのか。

○教育総務課

今回改正対象の看護師の貸付については、令和6年度現在63の方に借りていただいております。介護福祉士については、令和4年度に追加した比較的新しい制度ですが、令和6年度現在、全部で6の方に借りていただいているという状況です。

報告事項 2

南相馬市認知症と共に歩み笑顔で支え合う条例（素案）制定に係るパブリックコメントの手続の実施について 長寿福祉課 資料 2 に基づき説明

○平間会長

資料の 2 - 2 説明の中で、その裏のページの（2）東日本大震災云々のところで、情報の方にはちゃんと東京電力って入っているが、ここには東京電力が入っていないので、パブリックコメントに使用するなら、ぜひ東京電力と入れてほしい。

○長寿福祉課

はい、承知しました。

○田中委員

南相馬市は震災で超高齢化社会が 20 年 30 年後の状況が先に来てしまったので、急いででも施策は実施すべきなのかなと思う。基本的施策のところの 18 ページ以降、こちらを見るとこの条例に基づいて非常に多い事業数なのかと思う。長寿福祉課も所管されるのはかなり大変だろうなと思うぐらい事業があるが、この内訳を見していくと、認知症とは関係ない高齢者保護とか生活支援というものが、かなりあるように見受けられる。タイトルにある通り、認知症の人等の支援条例なので、認知症の人という名前が 1 人歩きしているように感じる。

何が言いたいかというと認知症のことについての条例など認知症のこと以外の概ねと書いてあるが、65 歳以上の高齢者対象にならばオムツの給付もするしほかにも支援するし、チームオレンジ活動は初めて聞いたが、こういった活動も、市全体で取り組みますというように書いてあるので、そのように包括的に高齢者のお困りの方もしくはその世帯を応援するということであれば、タイトルが、まだ素案なのでしょうけども認知症の人に関するものだけというふうに捉えさせるのか、そうではなくて包括的なものなのであれば、包括的に読み取れるような条例の名前にした方が良いのではないかと個人的には感じた。

中身に関して拝見するとやはり実際アンケートをもとに支援が必要だと強く

感じるので、中身についておすすめいただいた方がいいと思う。

さらに、民生委員のお力などもお借りして、これから地域全体で認知症の人と見守りましょう、お支えしましょう、家族以外の人間も協力していきましょう、というそういう理念で書いてあるが、実際民生委員に話を聞くと、だいぶご高齢になっていらっしゃる。それから、民生委員の次のバトンタッチする後継者がなかなか想定できないという正直なご意見をよく耳にしたこともある。

民生委員だけではないが、地域の力を総動員してこういった支援をしていくという条例を制定するのであれば、実際に円滑に実施できるよう立て付けがちゃんとできるサポーターが何人ぐらいで定期的にどういう活動ができるかということによって、この条例が生きてくる道筋も今後しっかり組み立てていっていただければなと思う。条例案だと思うので私としてはそのような懸念もあったので、ご意見という形で申し上げる。

○議長

最初に出た包括的な法令の件と、今の地域民生委員との関わりについて答えてほしい。

○長寿福祉課

認知症にならないよう予防をするため、また、そうなってしまった方への支援ということで、広く高齢者に対する政策として現在実施している政策ですので、説明の表現を伝わりやすいように検討したいと思います。

地域の力を総動員してというところを、私達もその思いを込めて条例の素案を作成しております。この地域の繋がりの希薄化というのが、高齢者だけではなく、全世代に渡り全庁的にもある問題です。

認知症というところを捉えて、これをきっかけに地域づくりの繋がり、隣の人の様子がちょっと変わってきたというような気づきに発展していただき、地域組織の役割や市民の役割それぞれ関わる方々の役割を定めたところです。

田中委員があっしゃった通り、民生委員も担い手不足です。来年、改正の時期になりまして、地域の区長さんに人選をお願いしているところですが苦慮されている行政区もあるように思います。

担当課の方でもいろいろ対策は練っているところですが、まずは意識を高めるというところで、この認知症の条例を読んでいただいて自分もなるかもしれない、家族もなるかもしれない、助け合いの声のかけ方とか、予防と備えということで本当になっても進行を遅らせることができるとか、まずは、認知症に

について理解促進をしていただくことをこの条例では最重要課題として進めていきたいと考えています。

解説にも書かせていただいておりますが、この認知症サポーターという名称が、何かこの講座を受けたら認知症の方に対して何かやってあげなくてはならないと捉えられがちですけれども、この名称の方は国の方で決定しているものなので変えるわけにはいかないものなので、認知症を知る理解する入口として利用していただければと思います。

講座ではやってあげることだけではなく、認知症になるその疾患がどういうものなのか、どういった状況が認知症というのかという認知症に対する説明もわかりやすくさせていただいている。

サポーターとなっていますけれども、何かをしてもらうということではなく、まず認知症を知ってもらう、その後、身近な方にそういった方がもし現れても優しく慌てず見守ってあげたり、ご家族に声をかけてあげられたりする方を一人でも増やしていくということで、国の認知症施策推進大綱でも進めております。

今も認知症サポーター養成講座の方は年に何回も、開催させていただいているところです。この条例は目標を持ってというよりは、こういった意識を高めましょうっていう理念条例ということで作っております。認知症サポーターの目標の人数は主としては掲げてはいますが、あまり囚われず一人でも多く出していき、地域と事業者の皆さん、高齢の方だけではなくて、若年性認知症になる方も今増えているということもありますので、そういった疾患になったことで、安易に職を解雇されないようにする内容もこの条例には盛り込んでおります。

いろいろ盛りだくさんなので読み込んでいただくまでに時間かかるかもしれないのですが、そういった内容まで解説文に入れさせていただきました。

まだわかりにくい部分はあるかと思います。今後パブリックコメントを11月25日から始めさせていただきますので、気がついたところがありましたら、是非パブリックコメントの方でもご意見いただければと思います。

○前田委員

認知症の人と認知症の人たちの定義的な違いを教えて欲しい。

○長寿福祉課

条例で定義しております認知症の人等につきましては、認知症の人、ご本人と家族、その他日常生活において密接な関わりを持つ方を等の中に含めて認知人等という表現にさせていただいております。

○長川委員

素案条例文の中で、市内における事業を行う者または団体でこの中で従業員に対して必要な教育方法を行ないと書いてあるが、その教育の内容やその事業者にこれを行ってもらうような周知方法はどの様に誰がやっていくのか。

関係機関の役割も書いてあるが、関係機関の協力も得られるのか。パブリックコメント後、意見が集まらず知らない間に条例成立した時に協力を得たいとしたときに、どの様に対応していくのかを教えてもらいたい。

○長寿福祉課

従業員等に対し必要な教育を行うというところですが、市の方から事業所に呼びかけをしますは、認知症についての理解を進めていただきたいと考えております。働きかけとしましては認知症サポーター養成講座をまずは、事業者の皆さんに受けいただき、1人でも認知症について理解を深めていただいて、必要な対応を学ぶというところから始めていきたいと思っております。長寿福祉課だけでは、働きかけが弱い部分もありますので商工労政課や商工会など事業者と関係するところに繋がりを持って進めていきたいと思っております。

もう1点、関係機関の役割ということで、ここでいう関係機関につきましては、専門知識はある程度認知症に関する専門知識を持っている関係機関で、保健医療と介護事業所などを指します。

いろいろな関わりがありますので、そういったところとも連携を深めながら、市だけでは難しいところもありますので、そういった関係団体の協力を得ながら、一緒に連携を図り認知症の理解、まずは理解促進に向けての働きかけを進めていきたいと思っております。

○志賀委員

私達婦人会は、地域の団体の中でも勉強会等、参加していろいろ話を聞くということをやっていた。なので、新しくこれからそれを知るっていう方々だとすれば、今からぜひ勉強していただいてその認知症に関してだけでなく、でね、その高齢者がこれだけ急激に増えてきたっていうことは、それ以外の病気なども関係してくるわけなので、この条例を是非、成功させていただきたい。

認知症の人と家族の会があったはずだが、今もまだ活動を続けているのか。規模はどのくらいか？

○長寿福祉課

認知症の人と家族の会につきましては、相談会ですとか、集い、認知症カフェということで活動されております。全国組織で、県内では相双支部として認知症の人と家族の会ということでの繋がりがあり、この条例策定にあたっても委員さんとして、ご意見をいただいたりしています。別な団体とのシンポジウムを共催で開催、そういう活動もされております。

一旦コロナがありまして、活動休止をされていたのですが、徐々に活動を再開して定期的に集まっているお話は聞いています。

○半谷委員

認知症の人の気持ちに寄り添える人が増えるような勉強会講演会と書いてあるが、具体的にどのような勉強会講演会イベントを企画しているのか。また、認知症になっても現役時代に経験したことを生かせる機会を作ると書いてあるが、その活かせる機会っていうのは、どのような場があるのか事務局としてはどのようなことを想定しているのか答えていただきたい。

○長寿福祉課

認知症に関する勉強会とは認知症の理解を促進するということでは認知症セミナーというものを今年度から開催しております。

あとは認知症サポーター養成講座、今年度から小中学生を対象に認知症キッズサポーターというものを、今年度は4ヶ所実施しております。

地域包括支援センターの方に委託事業としまして、家族介護教室の中に認知症に特化した内容を組み入れた講座を開催したり、あとは年5回認知症カフェということで、認知症の方も来ていただいたり、ご家族の方にもおいでいただき、相談をしたり、情報を共有したり、必要あれば地域包括支援センターの方の相談に繋いだりっていうような関わりを行っており、勉強会については主にそういう内容で取り組んでいます。

認知症の方の現役時代の力を生かせるような機会を設けるというところですが、こここの部分は市の方でも取り組みがされていない状況ですので、今後そういった認知症の方の本来の力を発揮できるような場をまずは設ける必要があると考えております。場としては認知症カフェや地域包括支援センター、ケアマネージャーの方が接する中で、ご自身の力を発揮できるような場は人それぞれだと思うので、その人に応じた能力、力を発揮できるような場をご本人も交えながら、一緒に考えてどういった形だと、そういった方が力を発揮できるかっていうのを検討しながら今後その部分は関係機関と一緒に考えていきたいと思います。

まずは、中心になるのは認知症の人、ご本人だと思いますのでその方のご意向を聞きながら、活躍できる場を今後いろんな方と相談しながら検討していくと考えております。

○小林委員

資料の中で、従業員に対する認知症を正しく理解させる、認知症の人等が就労できるよう継続できるようにとあるが、私の知っている方で重度の若年性認知症になった方の話を聞いたことがある。会社は利益を上げなくてはならないので本人をどの場所で働いてもらうというのは事業者の方はかなり迷うと思う。条例の中に綺麗な文言で書いてあるが実際、事業者の方にどういう縛りを入れるか、そこをしっかり伝えないと絵に描いた餅になるのではないかと思う。

地域の組織の役割について、民生委員の話も出たがかなり高齢の方がやられている。使命感のある民生委員の方の報酬は、行政嘱託員と違い、少ししか出ないようなので民生委員制度を改めて上げるようにしないとかわいそうだ。

また、我々のところは原発から20キロ圏内で本当に子供がいない。中学校に通う生徒が10人弱、小学校は100人ぐらいでの状況で子供たちが通学する元気な姿をなかなか見ることができない。冒頭にもあるが南相馬市の高齢者

数が上がっているということで、まずはお年寄りを活発化させるような政策っていうのが大事だと思う。サロン等をやっている地区もあるが面倒な手続きを簡単にできれば、各行政区で高齢者を集めてサロンをやって元気づけることができる、それが一つは認知症予防に繋がるのかなと思うのでその辺を入れてもらうと良いと思う。

○長寿福祉課

おっしゃる通りです。事業者の役割のところに若年性認知症になられた方なるべく長くお仕事続けていただけるようこの条文を作っておりますが、この解説文にも記載した役割としては、これをやらなければならないではなくて、こうしていただけるように事業主さんも努力していただきたいというような内容になっています。やはり状況に応じた配慮を可能な範囲で行っていただきたいという内容です。

認知症の進行は本当に人それぞれです。早いうちに早期に相談治療に繋がれば進行が緩やかになっていく方もいらっしゃいますし、そこはもうどうしようもない方も逆にいることも我々当然承知しております。そのところを度外視して事業主さんは絶対に解雇しないでくださいということではなく、病状の対応によっては長く勤めていただける人がいるということを、事業主に知っていたい、まわりの従業員の皆さんにも理解をしていただきたいというような内容になっております。

認知症は本当に職場だけではなく、日常生活の中でどなたにでも起こりうるものというところがありますので、その理解の入口として事業者の皆さんにも認知症サポーター講座の方を受けていただきたいです。そういう意味で地域でも、受けなきゃいけないとかではなくて認知症サポーター養成講座に触れていただきて、認知症というものを少しずつ理解していただける機会を市としては増やしていきたいと考えております。

私どもも、サロン活動が一番効果的であると感じています。社会の輪に入れて、社会の中でのその役割を与え、担っていただくところでは一番効果的な活動だと思っております。高齢者総合計画の中でも、そういう地域にサロンをどんどん増やしていく計画を位置づけておりまして、そちらの方も今政策の方を進めているところです。こういった認知症の理解と合わせて高齢者の方が少しでも社会の中で役割を持って生活できるような意識の広がりも持てればと思っています。

○坂下委員

サロンの手続きが複雑というお話についてです。社会福祉協議会で、立ち上げの支援や、助成金の方も対応している。その辺を活用して行政区単位でなくて、もっと小さな単位からでも普及していければいいと思っている。

保健センターやいろんなプランの出前講座もあるので、その支援ということで対応できる。書類等もそんなに実は複雑ではなく先ほどの様に立ち上げに関しては複雑ではないので、お気軽にお電話をいただければと思う。

○田中委員

資料の施策の話ですが、現実的に実行可能な範囲を可能な限り精査していくかなくてはならないのではないか。絵に描いた餅にならぬようにということで皆さんのご意見が続いていると思う。

施策の2ページの20ページで気になったのが、事前登録した情報が入ったQRコードシールを作って交付する、それを公的機関とはいえ警察署や消防署、それから地域の住民にも連携していくように使用する、それからその下にもGPSを貸与すると記載がある。使い道としたらおそらく徘徊、もう徘徊がある方に統一する、どんな方法で取り付けるか身体に取り付けるか私は不明ですけどもいずれに關してもそのGPS機器をお貸しして、それを装着させて徘徊のときには捜索がスムーズになるようにという計らいだと思うが、実際実行しようとすると本人の同意はどこまで取れるのか。認知症の時度合いによっては同様の合意の通り取れるものもあれば、同意がないなんていうものもある。ご家族近親者の方、保護している方の同意になる場合もあると思う。

実際、実行するとなると誓約書を書いていただくとか、自治体側の方でもその情報をどういうふうに取り扱うよっていう制約もお互いに契約というか誓約書を書いて結ぶようなことをしないと個人情報の部分なので非常に難しくなると懸念される。取り付けに関しても、GPSは実際首につけるわけにいかないし、体に埋め込むものでもないと思う。すると、想定できるものは首からぶら下げるものであれば、本人が嫌がることも想定される。自分で取り外してしまう、お洋服全て服に全てに縫い込むわけにもいかない。靴に埋め込んでおくと、靴を履かないで裸足で徘徊してしまう。いずれにしても、新たな取り組みを使っても機能をしないというもう一つの問題も出てきかねない。

良いアイディアだとは思うが実行する際にはいろいろ想定して気をつけなくてはならなかったり、やっぱり個人情報なので本当にどこまで自治体がそこに

関わってＧＰＳ対応したりＱＲコードを交付するかというのは、よくよく専門的な知見も交えて実行に移していただきたいと思う。

長寿福祉課が高齢福祉課であった頃から私の所属する団体で、独居高齢者の方の見守りシステムとして、こういったものも提供、実行したときがあるが、一番の問題だったのが、高齢者の方、認知症のお年寄りの方を見守る上でカメラを設置していいのかという問題だった。本人の同意を取ったといっても無理やり手でサインさせるわけにもいかないので、力ずくでもこういうことは実施してはならないと非常に難しい問題があります。その辺りはおわかりの上で案として出していると思うが、今一度、ちょっと懸念点として申し上げる。特段回答は求めない。

○長寿福祉課

ご意見ありがとうございます。実際こちらに書かせていただいている二つの事業につきましては、もう既に行われています。具体的な権利擁護の部分に関しても重要なものになってきます。個人のそれぞれの認知症の程度にもよりますが、基本的に同意を得た上で進めさせていただいている。なぜ2種類あるかというところですけれども、先ほど言いました通りＧＰＳということになりますと基本的には携帯できる首から下げていただくものについてＧＰＳを導入させていただくことになります。ただ、お話がありましたように、認知症の方が首から下げるのが嫌で持つて行かなかったら意味がないというところもあります。

策定中ということでこちらのＱＲコードにつきましてはご希望された方に1人当たり80枚ほどＱＲコードということでシールを配布させていただきまして、基本的に身につけるもの今お話のありましたお洋服とか帽子とか杖とか、あと靴とか、そういう身につけるものに全て身に付くところに全部、貼っていただいてご利用いただくということで、その方の程度に合わせた状態で、包括支援センターの方とかご家族の見立てでそちらの方がいいかご選択いただくことで準備させていただいているところです。

しかしながら、なかなか活用の度合いを見ますと、なかなか使い勝手がどうなのかというところもあり、利用件数はあまり伸びていません。具体的に今後、認知症の対応策としまして、もう少し地域の方のお声もいただきながら、専門的な知見も入れながら検討させていただきたいと考えておりますので、皆様のご意見も含めながら、再度検討させていただきたいというふうに考えてお

ります。

報告事項 3

南相馬市こども計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施について こども家庭課 資料 3 に基づき説明

○平間会長

基本目標のところに「子どもの権利が保障され」の3に「児童虐待」とあり、ひらがなで「こども」とあるのになぜ「こども虐待」ではなくあえて「児童虐待」と使うのか。国の表記に合わせてそうなっているのかもしれないが、どうして「こども」というひらがなを使っているのに、虐待の場合は「児童」になるのか、この違いを教えていただきたい。

○こども家庭課

正確にお答えするのが難しいですが、これまで「児童福祉法」という法律があり、おそらく「児童」という言葉が先に出ています。ご存知のようにこども家庭庁というものが設立され、新しくこども基本法という法律もできました。文科省ではすべてひらがなではなかったですが、こども家庭庁としては、ひらがなの「こども」で進めていきたいということでひらがな表記を出したものです。

こども基本法の中で「こども」の定義は、実は年齢では定めておりません。成長の過程にあるもの、発達の過程にあるものを「こども」というふうに捉えるという新たな考え方を初めて示しております。児童とか、例えば青少年とか、法律によっても様々で、年齢の捉え方も様々です。一つに定まってはいないと私達は捉えているところで、こども家庭庁でもなるべく「こども」という表記をひらがなでやってほしいと各省庁にお願いしている段階の過渡期なかもしれません。

○平間会長

資料3 - 3、4頁で歴史をたどってみると、令和3年までは子供は、にんべんの「供」を使っていました。ですので、統一性がないのです。

「こども」の表記は漢字を書いてひらがなを書く「子ども」、漢字の「子供」、そしてひらがなの「こども」とあり、これからは文言整理をしていかないと。幅広く範囲があるので統一をしていかなきゃいけない。ここで言っても仕方ないかもしれないが、国と県でどういうふうに使っているのか検討をしてほしい。

○鎌田委員

資料3-2の8頁、「教育・保育の量の見込み」の確保方策について、文章で出でていないので、数字だけではどのような方策なのかというところが見えてこないので教えていただきたいです。

○こども家庭課

国に準じた書き方になっており「確保方策」と入れています。内容につきましては提供する見込み量というところが、この確保方策という記載の仕方になっております。

○鎌田委員

注釈が必要かと思いましたが、委員としてはその見込み量ほど大事じゃないかなと思う。目標達成するための手段など文章的なものが提示されれば、よりわかりやすいのではないか。

○こども家庭課

こちらの概要版は、ページに限りがある中で難しい部分もありますが、こども計画本編の76ページ目以降に説明も入れております。概要版でお示しできないところもあるのですが、よろしくお願ひいたします。

○藤原委員

資料3-3の47ページ、「待機児童数」で、本市の待機児童数は0人と解消されていると説明を受けました。ところが10月になると受け入れが難しい

というお話を受けましたが、受け入れができなくなる状況があるのか。

○こども家庭課

年度途中で待機児童が発生するという理由に、育休明けで幼稚園に途中から入りたいという方はタイミングによっては待機児童となってしまう、またその方が上にお子さんがいてその特定の園に入りたいが同じ園に空きがなく入れないため、待ちの状態になってしまう等、様々な要因があります。そのため年度途中から待機児童が発生してしまうという状況もあります。

○藤原委員

承知した。

○鎌田委員

資料3-3の81ページ「訪問支援員が訪問し」と書いてありますが、どのような方が支援になっているのか。訪問して何か問題ケースが出て、表の量の見込みが出ているのだと思うが、幼稚園と保育園、認定こども園とどのような連携をとっているのか。令和5年度より事業を実施と書いてあるのですが幼稚園の方にはその連携がわからなかつたので、お聞きしたい。

○こども家庭課

まず、訪問支援員とは、市の委託事業として社会福祉協議会と契約をし、そのヘルパーさんが訪問支援員として、家庭に訪問するということです。

対象となる世帯については様々で、虐待ケースに発生する場合や、府内のネットワーク、学校や県など、各関係機関から情報をいただき、支援が必要なケースのご家庭が検討するためケース会議をし、その中で決定されたご家庭が支援事業を受ける流れになっております。

○坂下委員

こども家庭課の説明のとおり、私どものホームヘルパーで（実施してお

り) 介護や障害などで普通のヘルパーさんがいらっしゃいますが、訪問介護事業所の方に委託を受けており、そこでこういうケースがあるので派遣してくださいということになっており、ヘルパーが「支援できる支援」と、乳幼児がいるなどの「支援できない支援」のすみわけが難しいのかなと、懸念事項として、また課題として考えています。

○鎌田委員

幼稚園でも子育てに悩んでいるお母さんも多く、家庭に入らないとわからないことが多くなってきたと感じるところがあります。保健センターで行われる3歳児健診の結果が幼稚園に流れてくるケースもあるのですが、その健診にも行かない親が今増えてきている状況であるため、こういった支援員の方がいらっしゃるのであれば、検診を受けないご家庭に訪問していただき状況把握をしていただけたらと考える。

幼稚園は子どもを保育している時間帯だけで、保護者にお話を聞いてもその場限りというところがあり、本音のところはなかなか見せないお母さんがいらっしゃる。子どもを見ると、例えば朝ご飯を食べてこないとか、お腹が空いたとか、着ているものもちょっと汚い感じもあるとか、そのようなこどものお母さんたちの情報があれば、支援員が訪問していただいて、ちょっとでも子育てのプラスになっていけるよう、そして私達幼稚園、保育園にもそういった状況等をお知らせいただければ、なおありがたいと思う。

○こども家庭課

どちらかといえば今は社会福祉協議会で行っている事業が、保護者の方の負担軽減やヤングケアラーの支援で、こどもたちに対し直接的に何かを支援するわけではないので、家庭の内容、情報、暮らし方が、市役所と各関係機関とで連携できればいいのかなと思っております。

○鎌田委員

期待していきたい。あともう一点、資料3-3で86から87ページに、ファミリーサポート推進事業と書かれている。幼稚園では、どうしても時間外に迎えに来られない保護者が今増えている状況にある。そのようなときにファミリーサポートの方が親代わりになって迎えに来たり、一時的に託児所への送り

迎えなどのサービスを提供したりしているが、そのサービスを提供する側の声として、自分の家に幼稚園から連れてくる子どもを1時間とか2時間自宅でみることを少し躊躇してしまうところもあるそうだ。

今後、新たに原町第二中学校の近くに子育て支援センターができる予定のようだが、そういうった場所を借りて、そういうた事業が行われるのか、予定はあるのかどうなのか。ファミリーサポートになっている方々の声を聞くと、そういうった場所でも見ることができるのであれば、なおありがたいという声があったのだが、いかがでしょうか？

○こども家庭課

地域子育て支援拠点施設は、計画ですと令和8年4月に高見公園の中にできる内容で進めています。その中にファミリーサポートセンターの事務局ごと持っているこうと考えていますので、ファミサポの方との相談や対面、引き渡しまでできるようにし、地域子育て支援拠点施設内でも1～2時間預かりをするなど、利用しやすいサポートのシステムを作っていくこうと計画しているところです。

○藤原委員

南相馬市には、何人ぐらいヤングケアラーの該当者がいるのか？

○こども家庭課

家庭センターの対応職員に状況を聞いたところ、令和6年度についてはヤングケアラーと把握しているこどもはいないということです。過去にはいました。先ほどの訪問支援などでヤングケアラー宅に派遣するようなことも想定しながら、支援を行っていた経過もあります。

○藤原委員

スクールカウンセラーの件で、資料の38ページの「スクールカウンセラーを定期的に小・中学校へ派遣」とありますが、常時いる小中学校もあるということか？何か所かを担当されているのか、その辺も知りたい。

○田中委員

PTAに、関わっているので、中学校で関連する委員会で聞いた情報では、月一度程度東京からスクールカウンセラーの認定資格を持つ先生を招き、校内の状況と情報を共有して、アドバイスを適宜いただくということで聞いてあります。すなわち常駐ではないということです。あくまで参考情報です。違う学校もあるかもしれません。

○平間会長

私もわかっているが、そのようなものですから効果は上がりません。月一回で何の効果があるのですか。やはり常時いなきゃいけない。本当は常時配置しなければいけないのだけれども、予算の関係で一向に配置できないというのが市の現状だと思います。

○鈴木香織委員

私もPTAに関わっているので発言をさせていただきます。私が今入っている学校は不登校児と呼ばれる子ども、31日以上学校に来ない子どもが20名と少しいます。それに付随する子どもを含めると40名になります。一つの学校で40人はすごく多いと思うのですが、それに対して適応指導教室ももちろん置いてありますし、そのスクールカウンセラーの配置もあるのですが、親の言葉よりも、その学校にいる子どもたち、生徒たちの声を聞いた方が良いこともあります。実際にいじめ対策委員などに行くと、40人も学校に来ていないのに、いじめの件数は2件という状況です。

実はちゃんと数を把握しきれてないのではないかというところもあるので、子どもの話も然り、ただその学校に入っているPTAの役員をやっていける人は割と話を聞くのです。でも、それ以外の人の声をもっときちんと取らないとますます増えしていくし、それに対しての対策もできないのではと懸念しているので、市と学校と連携していただいて本当に子どもがよりよく健やかに育つようにというのが今から早い段階でやらないといけないので、お願いしたいと思います。

○こども家庭課

どうしても学校生活における指導とかになると教育委員会の管轄になってしまってお答えするのが難しいのですが、教育委員会や学校教育課でできない部分を実施するために、こども家庭課があると思っており、今回こども計画の中に新たにこどもの権利について視点を入れたというところが、こどもたちの意見をしっかり聞きましょうという内容を計画の中に入れてあります。

その取り組みとして対面で集まっていたり、市長や教育長に直接お話をす
る機会、あるいは「こども Letter (レター)」という取り組みを始めま
して、SNSあるいは学校のタブレットから思っていることを市の方に伝える
ような取り組みも始めたばかりです。ただ深刻な問題になってくるとなかなか
声を上げづらいところもあると思いますので、こども家庭課の方で考えている
のは、LINEの方が使いやすいのかな。個別にLINEでこども家庭センターの方に、
こういう状況だととはまた違う場所に言える窓口を一つ作りたい
と考えているところです。

○鈴木香織委員

学校以外に声をあげる場所が絶対大事だ。でもそれがあったとしてもこども
たちに届かない。こどもたちが学校以外のところで言いやすい場所をわかるよ
うに提示する方法が必要なのかなと思います。

○田中委員

資料に書いてある不登校児童生徒の割合が小学校で0.68%、ちょっと愕然とした。実際こんなはずじゃないなと思う。私もいじめ対策協議会とか学校評議員をやっているが、我々が子どもの頃とは信じられないぐらい、もう学級崩壊と呼んでもいいのではないかという事態だというのは、実は現場の先生方から聞いている。

親御さんに連絡を取ってもうちのことだからほっといてくれと言われ、シャットアウトされてしまい為す術がない話や月に1回お越しになるスクールカウンセラーの方が、先ほど平間会長がおっしゃった通り、なかなか問題解決にリーチしない。つまり保護者に対して何かアクションを起こすまではスクールカウンセラーの方にやっていただけない。範疇外なのかもしれないですが。

東京から月に1回1日とか2日いらっしゃって、当然問題のあるご家庭だとおぼしきところに連絡確認を取って、保護者に会いに行く面会するなんということまでやっていただくなわけにいかない。その間に入るスクールソーシャルワーカーのような方が本当はいた方がいい。ところがそういう職員が常駐はされていないということで、スクールカウンセラーの先生はありがたいですけども、問題解決の手段が非常になさすぎる。かつて活躍するのは学校の担任の先生、今は、家庭訪問もしてはいけない時代になってしまったので各ご家庭に足を運んで膝つき合わせて問題解決のために、ご両親とお話するという機会が失われてしまっている。つまり八方ふさがりの状況です。この実態を把握していただきたい。ここは教育委員会、学校教育課とより連携を図って、現場の先生方の情報ですとか、あと子供からの直接の情報収集というのも手段として講じてほしいなと思う。

先ほどL I N Eで今の子供に合わせたデジタルのその情報発信とか、相談窓口の情報発信をしたいというようなお話があったが、学校側では子供たちにスマホは使うな見るなというふうに指導しており、学校にスマホを持ってきても駄目です。家庭でもなるべく使うなと指導するよう僕ら保護者も言われています。

だけど、困ったときはL I N E見てねとかスマホ見てねというのはとても矛盾している。使うなと言って、困ったらこういうものを使えるのが実はデジタルあるよって、ちょっと矛盾しているので、その辺もよくよく現場に落とし込むとき子供を助けるのであれば、やっぱり子供の実態、環境に合わせた方法っていうのを考えていかなくてはいけないのではないかなと思っている。こういった施策のご説明とかこういうことを想定しているということを決して否定するわけではないが、我々P T A保護者・学校の現場の先生方のお話を聞くと実態が、もっと大変な状況に陥っていると聞いている。朝ご飯を作ってもらえない子供も実際いる。どうして学校行かないのと聞くと、朝学校に行く時間には両親とも家を出てしまっていて、共働きでそれで自分で起きて、作り置きの朝食をとっていかなきゃいけないけれど、子供なので二度寝とかしてしまって、結局行きづらくなって学校に行かなくなってそれが3日続き10日続きで不登校になる。これも家庭の方に働きかけないとどうにもならないが、それができない。もう堂々巡りになっている。そういうのもこの数字の向こうに隠れているっていうっていうのはお伝えしたい。

○平間会長

不登校について経験上、不登校の原因は一点目はいじめの有無を考えなきゃ

いけないことと、潜んでいる問題、子供同士の関係、二店目は私の考えでは、学校と家庭との関係だと思っている。どういう関係性なのか学校に対して不満があれば、子供が行きたがらない。教師が家庭に不満があればこれも行きたがらない。三点目には解決方法として南相馬市では適用教室っていうのがある。仲町の以前保育所だったところに元校長の職員が3人ぐらいで構えている。そういう機関を利用してそこで学習すれば登校したことになる。学校に行きたがらない子供はそこに1日でも行けばそれがカウントされる、無理して学校に行かなくても、そこに通って卒業式だけ行き、卒業証書をもらった子供を知っている。

そのようないろいろな情報を学校教育課に行けば、その担当指導士がいるはずなのでそういう部分を活用できる。不登校は根が深い。今年全国で最多を記録している。南相馬市では、定義付けて30日以上休んだ場合不登校というけども、29日で1日来れば不登校に入れない。機械的に30日でやっている。10日来てまた2日休んでまた10日休んでという子供が不登校気味と言われ、不登校傾向とも言われている。ですから、そういう子供たちを救っていかなくてはいけない。

ずっと休んでいると思われる子もいるけれど、定期的に1週間来てまた休むというこれも不登校傾向児なのです。市に施設があるので、そこを利用しない手はないと思います。

○鈴木香織委員

私の職場に他の県からこちらに移住してきた方で、これから出産を迎える方がいる。非常に南相馬市の取り組みがすごく良くて、出産これから出産を迎えること、あと旦那さんに育休を取ってもらうことに関しては前向きで良い町だねと言ってくださいました。ただ、それに一つ関連して、どうしても産院が少ないので、この辺はこれから主として対応してほしいというお話をあったので伝えしておく。

○逢坂委員

原三小の評議員をやっているが、最近いじめがないと聞いている。今聞いていてびっくりした。いじめがないのに他の学校は不登校がある。一番はおそらくいじめなのだろう。小学生なのか中学なのかわからないが、30人も40人も不登校が発生していることは異常だ。おそらくほとんどのいじめだと思う。

あと懸念されるのは今の親御さんは若いから朝ごはんを食べない習慣があるようだ。朝ご飯を食べないということは、当然子供にもあげない、用意しない。それが原因で不登校になるということはないだろうが、三小の場合、評議員会を2回やっているが聞いたことがない。過去には大問題になったことがあったようだ。そのあたりは次の機会に地域協議会でも詳しくお話したいと思う。

○平間会長

朝ご飯を食べないという子供がいる。幼稚園児にもいるだろう。これは一番問題だと思う。親が朝に起きない、食べさせないという行為がある。ですから、子供が悪いわけではなく、子供は待っているけれど親が起きてこない。そのままだと、遅刻するから学校に行く。そうすると、学校に来て調子が悪い。そうすると、もう今度は学校に行きたくないとなってしまう。朝ご飯の件は、幼稚園もあるでしょう？鎌田委員。

○鎌田委員

はい。本当に増えている。子供がお集まりと言って一旦、10時頃に各部屋に入っていく。朝登園すると自由にそれぞれ遊ぶけれども、「お集まりですよ、お片付けしましょう」というと、早速牛乳のある冷蔵庫から牛乳を持ってきて、「先生、もうお弁当の時間？」という子がやはり多い。「おなかすいているの？」と聞くと「うん。」と言う。朝ご飯を食べたかと聞くと、今日は食べてこなかったということがある。

年長の園児はそのように言葉で言えるが、満3歳児では言葉があまり達者ではない子もいて、自分の思いをちゃんと言葉には出せないのでお腹すいたという状況が、お腹が痛いという状況になってくるのが本当に増えている。

私達、園としてはこんなことをしてはいけないと思いつつも、先生がおにぎりを職員室で食べさせたり、バナナやプリンを食べさせて、お腹いっぱいになったかな、今度はご飯食べて来ようねなんて声をかけている。

お母さんに話をすると、うちは朝ご飯食べないと答えられ、すみませんという言葉はない。うちは食べないですというお宅は、お父さんも食べないでコーヒー一杯で出勤しますと答える。それならば、ヤクルトでも何でもいいので、お子さんには、食べさせてきてくださいねと伝えます。当幼稚園でも今2

件ほどある。

○平間会長

基本理念に、みんなの笑顔があふれる街並みとあるが、幼稚園の時からこれでは全然、笑顔にならない。ぜひ、皆さんのが身邊で見かけたら一声かけてください。本当に子供たちがかわいそうだ。

○半谷委員

J Aでも上真野支店が廃止になり、はっきりしていないが、子供食堂を作ろうかという声も上がってはいる。働き方改革ではないが、子ども食堂で働く人が見つかれば施設はある。その場所を調理室とかに変えていって、やりたいという方向では進んではいるが今は未定です。子供食堂があれば年寄りの方でも、食事に困っている方がいれば、そちらの方に足を運んでいただければ、何とかお役に立てるかなと思っている。

4 その他

視察研修について

平間会長

11月15日金曜日に岩沼市JOKA東北へ委員10名で視察研修に行ってきました。説明者は河合健太さん、現在49歳で京都の生まれの方。JICAでインドネシアあたりに行って、いろいろ活動してきた。水泳の選手でインターハイに出て準優勝した経験もある泳ぎの得意な方です。施設の場所は岩沼市の市営住宅の跡地。その跡地に多機能型福祉事務所という形で作ったデイサービス施設。高齢者のデイサービスや障害者の就労支援とか保育園、それから運動ジム等、全部一つの中に併設、障害者も高齢者もみんな利用する施設。壁をなくすということで全てガラス張りにした施設を考えたそうです。なぜ、そのような施設を考えたかというと、映画の「ALWAYS三丁目の夕日」をイメージしたらしい。隣近所が仲良く過ごしているという長屋みたいなそんな生活に憧れたのだそうです。みんながごちゃまぜにやるそのような施設を見学してきた。一言感想をください。

半谷委員

ごちゃまぜのことで、私はちょうど農業委員会の定例総会で本来出席しなくてはならなかつたが、研修に1回も出てなかつたので、出席させていただいた。子供からお年寄り、障害者も健常者もともにまた、国籍も問わずみんなでごちゃまぜになつて日常的に繋がり合つてゐる現場、本当に理想的な地域の拠点になつてゐるのだと感じた。

坂下委員

私も委員になつて初めての研修だった。社会福祉協議会でもサービスセンターを運営しているが、それだけでも課題があるのにも関わらずいろんな障害があるとか、保育園であるとか、就労施設であるとかどんなふうに対応しているのだろうと見学してきた。地域全体でも共生社会ということで健常者、障害があつてもなくともそれこそ認知症の高齢者であつてもみんながつながつていうところを目指しているところではすごく理想の形。そして施設にすごく無駄がなく、幼稚園児から一般の若い人が利用したくなるようなジム施設、ダンスができるような鏡張りの部屋もあり、とても魅力的な施設だと実際に見学して思つた。また、地域住民の希薄化みたいなところで、挨拶もしなかつたりすることがあるが、この施設では一般の人が利用する温泉施設も障害をお持ちの方、一般じゃない利用者、登録している業者の方も全部玄関が一緒なので、絶対に挨拶をしてすれ違つうような施設になつていて、すごく良い取り組みだなと思つながら、何か活かせるものがあれば、私も仕事に生かしていきたいなと思つた。

小林委員

私の一番の感想はよく考えて作った施設だと思った。今日は、子ども計画や認知症認知症の条例とかあつたが、あとは学校教育課がそこの中に入つていれば、全て施設に入るのではないかと思った。だから、よくぞ河合さんが考えてやつたなと思った。本当にカルチャーショックを受けた。一つは壁がないっていうこと。全て小さい子供も、例えば老人の方も同時に介護の方、全てみんな見られるということ。それでなおかつ一般の方も入つてきて、お風呂にも入れる、ご飯を食べることができる、ジムもできるということで、本当にカルチャーショックを受けたし、よくぞ作ったなというのが感想です。

志賀委員

もしも自分が年を取ってうちに誰もいなくなったら岩沼のこの辺に引っ越すかと思ったくらいです。介護型ということで犯罪がなくなると思う。あれほど開放されても、みんなの目があるから、反対に事件が起こらないとのことでお伺いしてなるほどと思った。アニマルセラピーが好きなのだが、割と福祉施設の場合犬とか連れて行ってアニマルセラピーをやるところが結構あると聞いていたが、羊でアニマルセラピーもいいなと思った。

あそここの草原の葉っぱを全部食べてもうのに何でヤギじゃないのかと思ったが、羊の場合は、見た目ももちろんかわいい、育てるにも放っておけば良い、結局その毛を刈り、それを売って収入源にしているのも非常に利に適っていると感じた。1から10まで良い施設だと思った。こういった施設は、東北には1件だけと伺った。石川県をモデルにしたと言っていたが、石川県の中では、大小含めて20件もあると伺った。南相馬市ではできるのかと考えると実際、若い人がいないのでやはり人員不足、スタッフ不足になるのかなと感じた。

長川委員

羊村も楽しかったが、あの施設の中で何を感じたかというと皆生き生きとして働いていた。JOKAの人たちが決して表に出てこない。皆が前面に立って仕事をしている。障害者や健常者という言葉は好きではないが、人には二つ平等に与えられている。それは、時間と理性です。時間は誰でも24時間決まっているが理性の足らない人、ない人には手を差し伸べなきゃいけない。障害者が皆、理性がないわけではなく、ちょっと歩くのが大変だ、ちょっと見づらい、ちょっと聞こえないとか、話せないとか、そういう人たちにも手を差し出して見てあげるっていうことを中心にJOKAの彼らがやっている姿を見て温度感が間違っていないなど。本当に一生懸命働いている方々を見て、生き生きと働いているのを見てこういう施設が南相馬市にあったらなと思いつつ、頼れる事業があったら良いと思った。

藤原委員

羊村はスコップで餌をあげていた。テレビで、馬に餌をあげた子供が指を喰われてしまったことを観た。人間を大切にしたJOKAさんの対応がありがたいと思った。ごちゃまぜの方の施設は、コの字型で本当にどこからも見やす

く、そして岩沼駅そばで歩いて5分で到着するところで、なにか居心地が良かった。本当にいいところ見せていただいた。南相馬にも欲しいと思う。

鈴木香織委員

良い人の鈴木だったらすごくいい施設で、これが理想だろとみられるが、もうひとりの鈴木から見ると、これは理想にしか過ぎなくてこの町でやるのは難しいのではないか、現実にあったら、本当にそこに足を運ぶ自分はいるんだろうかっていうのを両方考えさせられた1日だった。

田中委員

本当に勉強になった研修でした。最初に大変失礼ながら、想像できてない良さを学ぶことができた。

1件目の羊村に関してはなぜ羊なのだろうと思っていたが、ちゃんと背景があって、津波被災後の地域の荒れた状況を改善するために大学の先生のアドバイスをもらって羊を導入したら思いのほか除草が進んだので、いっぱい飼ってみた。いっぱい飼ったから、地元の人間としてはここで何か賑やかさを出したっていうことで地元の市民の方々が非常に賛同してというか積極的になって今の羊村ができたというそのストーリーが非常に勉強になりました。

まずは、南相馬市にはそういう住民主体の運動ができなかつたのかと私もその当時から被災当時からいち地元市民としても、青年会議所の当時の理事長としても非常に反省しました。どうして、あのような動きを我々は当時できなかつたのかと。

2軒めの、ごちゃまぜ施設は非常に勉強になつたし、小林委員がおっしゃつたように本当に良く考えられたシステムだな、理念だなと思った。そこで、本当に感動したのは障害者と呼ばれる方々、障害ではなく特徴であるというような捉え方をして、もうみんな何て言うのか、気を使うのではなく、考えない、気にしないっていうような雰囲気がなんかだいぶあって、ああいう雰囲気が我々も一般の生活で意識しなくても、それができるようなことをできればと思った。そういう意味でも非常に感動したし、仕組み自体は非常によく練られて考えられている。

最後にこれも感動したのが、岩沼市役所、自治体が無償で土地を提供、協議をしたり、設置、設立、コミュニティの創設に対して、非常にバックアップさ

れているというのを河合さんからもお話しを伺い、そういう官民一体の動きというのが取れている岩沼市が非常に羨ましいなと思った。

悪い部分も大変な部分もあるのだと包み隠さず河合さんから教えていただいだのも非常にありがたかったので、それらも参考にしながら、我々今後も特に商工会議所青年部さんをあてにしているので、ぜひ地域で、同じような南相馬市らしい取り組み、何か消化できればと考えている。

平間会長

市とタッグを組んで生涯活躍のできるまち作りということで拠点はあるようだ。大きな屋根の下でみんながともに暮らすっていうのが狙いのよう。そして人が交流しやすい、そしてオープンフラット、どこからでも見えるというものの。

ただ一つ私が考えたことは、これには多数のボランティアが必要。岩沼市では、約100人登録されている。例えば南相馬で運営するためには100人のボランティアが必要だとすると、その人数が集まるかどうか。岩沼市では青年協力会社の協力隊のOBたちOGたちの協力隊っていうのが存在していて、その人たちが応援しているという。

ただ思うのは、困っているところにこういう施設があるということだけで障害者の方たちには役立つのではないか。これからそういう人たちが南相馬でも増えてくると思うのでそういう施設と複合した施設、障害者だけで分ける、温泉地だけで分けると、それだけ交流人口は減る。だから、交流人口を増やすためにはいいと思う。

例えば小高の商業高校の跡地をどうするのかとそういう問題もいろんな多目的な複合施設みたいなものを考えていくというのも一つの手なのかなというふうに感じた。

館野補佐

私が一番感じたのは河合さんが施設の中で利用している方々の垣根は大変低くて、すごくいい形で交流されていること。一番垣根が高いのは、各セクションの職員の垣根が一番高いと思う。やはりどこの組織も、利用者のためには頑張りますけれど、自身のところはなかなかうまく消化しきれないのだなという生の声を聞けたことは、似たような立場として非常に共感した。

次回の開催日程について

事務局より説明。

5 閉会

以上のとおり相違ありません。

会長

平間勝成

会議録署名人

塙坂景

会議録署名人

長川清隆